

令和7年高島市農業委員会第12回総会議事録

1 開催日時 令和7年12月10日（月）

午後1時30分から午後3時10分まで

2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 11・12

3 出席委員（17人）

会長	6番	中田正敏	
副会長	10番	地村満信	
	1番	田中孝敏	
	2番	青谷喜代一	
	3番	橋本久義	
	5番	采野 哲	
	7番	前川幸雄	
	8番	古谷久栄	（議事録署名委員）
	9番	上原満枝	（議事録署名委員）
	11番	中川幸雄	
	12番	中江武良	
	13番	岸田忠則	
	14番	山田善嗣	
	15番	浅井嘉己	
	16番	古田卓見	
	17番	清水 巧	
	18番	足立 功	

4 欠席委員（2人）

4番	高木敏一
19番	石津紘子

5 遅参した委員 な し

6 傍聴人の数 な し

7 次第

1. 開会

2. 高島市農業委員憲章唱和

3. 会長挨拶

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告事項

第1 令和7年度全国農業委員会会長代表者集会について

第2 令和7年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会県外研修について

第3 令和7年度高島市農業委員会視察研修および農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について

第4 令和7年度東海近畿ブロック農業委員会女性委員研修会について

第 3 報告第25号 田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について

第 4 報告第26号 電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う土地利用協議について

第 5 報告第27号 農地の転用事実に関する照会について

第 6 報告第28号 農地法第3条の規定による許可について

第 7 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

第 8 議案第50号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて

5. 協議事項

(1) 高島市農業委員の任命に関する規則および高島市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について

6. 連絡事項

(1) 令和8年第1回総会について

・日 時 令和8年1月9日（金） 午後1時30分

・場 所 高島市役所新館 3階 会議室11・12

7. 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課

主査

上原 翔

8. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局

局長

川崎 弘

参事

前河 康史

9. 会議の概要 次のとおり

事務局	定刻となりましたので、只今より、始めさせていただきます。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき誠に有難うございます。それでは、ただ今より令和7年第12回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は、17名の委員にご出席を賜っております。在任委員の過半数以上でありますことから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本総会が成立いたしますことをご報告いたします。欠席の委員は、4番高木委員、19番石津委員の2名となっています。本日の案件は、報告事項が4件、報告案件が6件、農地法に基づく許可等案件として、第3条案件が21件、市長部局からの案件として、農業経営改善計画案件が2件、以上33件につきまして、ご審議いただくことになっております。
-----	---

	本日、お手元には、「議案書」および「報告・議事案件資料集」の２点を事前に、「高島市農業委員会総会 参考資料」を当日に配布させていただいておりますが、本日は、その他に「修正位置図」、次に「農業振興地域の概要及び農地転用の概要図」これは１１月に実施されました、県常設審議会で配布のあった資料となります。最後に「農業委員および農地利用最適化推進委員の募集要項」を配布させていただいております。なお、個人情報の観点から「総会 議案書」「報告・議事案件資料集」「修正位置図」については、会議終了後回収させていただきます。なお、本日も各農業委員の皆様には、タブレットを持参いただくこととなっております。議案書をメールにて送付させていただいておりますので、ご確認のうえご活用いただきたいと思います。併せて、総会終了後は、データを削除いただきますよう重ねてお願いさせていただきます。 まず、先に、資料の訂正について、事務局から報告させていただきます。お手元の「修正位置図」をご覧ください。先月、第１１回総会時に１１番中川委員よりご指摘のありました件ですが、資料集での図面位置図が、誤った位置で表記されておりましたことについて、改めて位置図を配布させていただきました。上段が修正後の位置図で、下段が修正前の誤った位置でございます。配付をもってお詫びさせていただきます。
事務局	それでは、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。それでは、地村副会長よろしく願いいたします。
地村副会長	はい。それでは、すみません。ご起立お願いできますか。総会議案書の１枚目をめくっていただきましたら、憲章が載っておりますので、ご覧いただいて、一緒に唱和をお願いします。それでは参ります。 （唱 和）
地村副会長	はい、どうもありがとうございました。
事務局	はい。ありがとうございました。それでは、中田会長よりご挨拶をいただきます。ご挨拶の後、総会の議事進行は高島市農業委員会総会会議規則第５条の規定に基づき会長にお願いをいたします。それではよろしく願いします。
会長	それでは皆様、改めましてこんにちは。各委員の皆様には、常日頃から

農業委員会活動にご精励をいただいておりますことを、この場をお借りして改めて厚く御礼申し上げます。また12月4日には、先進地研修と農業会議主催の研修会に参加いただき大変ありがとうございました。ただ残念でしたのは、委員全員で49名のうち先進地研修には参加が24名、農業会議の研修会には25名の参加ということで、約半数の参加しか得られない状況でした。農業会議の研修会の中でも、お話がございましたが、やはり法令遵守ということで、やはり委員としての職務を全うしていただくというのも、一種の法令遵守にあたるのではないかと考えておりますので、今後とも、残任期間が7か月余りとなりましたが、最後まで私たちの責任をしっかりと果たしていただくということを、肝に銘じていかなければならない。ご参加いただきました皆様方を前に大変恐縮ですが、このように考えているところです。

また、最近テレビを観ておりますと、ニュースで一番多いのは、中国との関係が取りざたされておりますが、力による地域の現状変更については、断固反対であります。これは、日本の国政でもございますし、大変正しいことをおっしゃっていただいているように思いますが、世界を観てみましても、力による現状変更が行われていることに、非常に残念な思いを抱いてしまいます。なお、これらの話題についてもSNS上では、多くの情報が飛び交っており、中には、偽メールなどで人をだましていく、人間の在り方については、非常に残念な思いをいたします。

一方、日本では、新たな政権になり、農業行政の方向が180度転換されました。来年の6月末在庫が230万トンぐらいになるとの想定がされており、200万トンを超える在庫を抱えますと米価が下がることとなります。米の卸の方の話では、5KGあたり3500円程度が消費者と生産者の中間値で、双方が納得できる価格ではないかといわれていました。やはり、農業がしっかりと経営ができないことには、私たちが本分としております、農地保全が遠く及ばないことになってまいりますので、今後の、農業政策をより一層進めていただかなければいけないのでは。と考えております。後で、またご報告申し上げますが、11月27日に東京で会長大会に参加してまいりました。午前11時から、地元選出の国会議員の方々と懇談をさせていただく機会がございました。この中では、3～4点ばかり提案させていただいたところですが、何を争点に取り組むべきか。何をすべきなのか。ということとしっかりと官民相互に取り組んでいくべきではないかな。と考えていたところです。まあ、いろいろと年末にあたりまして、皆様方をお願いをすることが多くなってまいります。やはり地域計

会長	画の見直しにつきましては、この１２月から３月あたりが見直しのチャンスであるのとらえていますので、集落内でしっかりと話の持ち掛けをしていただくことも、私たちの役割であり、仕事の一貫であると思いますので、この点につきましても皆様方に、特段ご配慮をいただきたいと思います。 本日ご提案申し上げます議案につきましては、十分ご審議をいただきまして、適正なるご判断をお願い申し上げまして、日頃のお礼とご挨拶に代えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。まとまりのないお話で恐縮でございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。 それでは、これより令和７年第１２回高島市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事日程に従いまして、会議を進めます。 議事日程第１、議事録署名委員の指名につきましては、私の方から指名をさせていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、８番古谷久栄委員、９番上原満枝委員のお二方をお願いいたします。
会長	次に、議事日程第２を議題といたします。報告事項第１「令和７年度全国農業委員会会長代表者集会について」は、私と事務局職員で参加させていただいたところです。代表しまして私から報告させていただきます。 着座にて報告させていただきたいと思いますので、お許しをいただきたいと思います。先程、少しお話をさせていただきましたが、令和７年１１月２７日に全国農業委員会会長代表者集会が開催されました。午前中に行われました懇談会では、農業委員会懇話会に加入しておられる地元選出議員の方と、それぞれテーマを持つの懇談が行われ、なかなか深いお話は出来ませんでした。一つには、地域計画の見直しをどうしていくのか。農業政策の見直しをどうしていくのか。それから農業委員会の在り方につきまして意見を申し上げ、回答いただいたというところであります。 まず、農業委員会の在り方については、農地利用最適化推進委員のとりえ方等に差異があるということで、一定の差しさわりが出ているという状況から、できますれば、地域の実態に即したあり方で運用させていただきたい。滋賀県内では最適化推進委員を置いていない市が３市あるという状況もあり、それぞれの地域の実態・課題・農業政策の状況を考えた中で、選択ができるように柔軟な運用ができるよう法改正を進めていただきたい。また最適化推進委員を廃止した場合には、農業委員の定数を増やすことができるようにと意見をのべたところでありました。その他、各市の会

長から多くの意見が出ておりましたが、国からも地域の実態に合ったいろんな制度の改正などについて概ねの話をさせていただいたところです。

それから、代表者集会であります、午後の１時３０分から開催されたところでございますが、要請決議といたしましては、「令和８年度農業関係予算の確保及び新たな基本計画の実現と農業構造の転換の推進に向けた決議要請」を行いました。他に申し合わせ決議としまして、「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動を推進するための申し合わせ決議」「情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議」が行われたものであります。

具体的に要請決議については、農業構造転換を集中的に推進するための施策の具体化として、食料自給率目標の必達と食料自給力・国内生産の拡大。農業所得の確保と合理的な費用を考慮した価格形成。基盤整備の強力な推進。新たな水田施策の対応。日本型直接支払制度の拡充と見直し。生産資材等の高騰対策の充実でございました。また、地域計画の実行と農地政策の強化については、地域計画の実行に向けた体制整備と予算確保。地域計画の実行を担う農業委員会系統の体制整備。担い手不足地域への対応。所有者不明農地等の対策強化。地域計画の実行を通じた農地の集積・集約の推進。農地中間管理機構の事務の迅速化と支援体制の整備。でございました。その他、経営・人材政策の強化として、担い手の支援策や多様な農業者等への支援策。雇い負け対策と外国人人材の導入支援などでございました。また、「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動を推進するための申し合わせ決議」については、地域計画の推進体制。農地利用等の意向把握の強化。地域の話し合いへの参加。農業委員会サポートシステムで農地情報を適切に把握して管理・活用を行う提言などがあり、サポートシステムでは、タブレットの活用についても推進していく方向となりました。また、委員の日常的な活動により農地利用の最適化を進める方策として、日常的な声掛け活動や農業委員会の体制強化を求める決議が行われたところであります。その他、「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議」については、全国農業新聞の皆購読を早期に達成し、農業委員数と農地利用最適化推進委員数の５倍以上の購読部数達成に向け、委員一人毎年１部以上の新規購読申し込みの確保を目指すこととし、他には、農業委員会だよりの発行による農業委員会活動の見える化を進めていこうというものであります。その他、活動事例報告では、全国の農業委員会から３つの農業委員会が地域計画のとりまとめについての報告がございました。

とりとめのない内容でございますけれども研修についての復命とさせて

会長	いただきます。 さて、これにつきまして、何かご意見がありましたら、ご発言いただきたいと思います。 (意見なし)
会長	よろしいですか。それでは、意見も無いようですので、また後ほど何かございましたら事務局までお問い合わせいただきたいと思います。それでは以上で、報告事項第1の案件を終りたいと思います。
会長	次に、報告事項第2「令和7年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会県外研修について」は、私と副会長、および事務局職員で参加させていただいたところです。代表しまして私から報告させていただきます。 11月20日に研修がございました。奈良県の橿原市への研修で(株)靴工房山本さんが、藤原京菜園としてトマトの無農薬栽培をされているところにお邪魔させていただき、社長のお話とハウスの中を見学させていただいたところで、異業種の取り組みについて、農業を始められるのに苦労したことや現在の展望についてお話をいただいたところです。もう1件は山口農園という所におじゃまさせていただきました。中山間地において葉物野菜を有機ブランドで生産されており、そこでは設立者の方から、業務の効率化の取り組み、生産分業制度についてお話をいただいたところです。特徴的だったのは、この分業制度の中で、地元雇用を生み出し規模の拡大をされているという事でした。少しまとまりがございませんが、ご意見とかご質問がございましたらお願いしたいと思いますよろしくお願いします。 (意見なし)
会長	よろしいですか。それでは、意見も無いようですので、また後ほど何かございましたら事務局までお問い合わせいただきたいと思います。それでは以上で、報告事項第2の案件を終りたいと思います。
会長	次に、報告事項第3「令和7年度高島市農業委員会視察研修および農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について」は、私をはじめ、各委員の方と事務局職員で参加させていただいたところです。代表しまして私か

	ら報告させていただきます。
会長	午前中は、東近江市の菜の花館へお邪魔し研修を受けてまいりました。新規就農の斡旋ともみ殻燐炭の製造。菜の花からの採油とりサイクルをされている事業の研修を受けてまいりました。 以前、琵琶湖では富栄養化の運動があり、廃油を使用したせっけんづくりがございましたが、この施設では、このせっけん運動が継続されておりました。その他、担い手不足の農家さんへ新規就農を希望される方が手伝いに行かれて、実践経験をつんでいただく就農支援事業や燐炭の製造工場を見学させていただきました。午後からは、農業会議が主催される研修に参加させていただき講演会のほかコンプライアンスの研修も受けてきたところであります。以上で研修の復命とさせていただきます。
会長	これにつきまして、何かご意見がありましたら、ご発言いただきたいと思います。 (意見なし)
会長	よろしいですか。それでは、意見も無いようですので、また後ほど何かございましたら事務局までお問い合わせいただきたいと思います。それでは以上で、報告事項第3の案件を終りたいと思います。
会長	次に、報告事項第4「令和7年度東海・近畿ブロック農業委員会女性委員研修会について」は、事務局より報告いただき、参加されました委員を代表しまして、9番上原満枝委員から研修に参加されてのご意見を報告いただきたいと思います。
事務局	それでは事務局より説明させていただきます。令和7年度東海・近畿ブロック農業委員会女性委員研修会が11月28日に東近江市で開催され、古谷委員、上原委員、事務局 前河の3名が参加いたしました。内容につきましては、ご参加くださいました上原委員から報告いただきます。
上原委員	東海・近畿ブロックの女性委員研修会が、令和7年度は滋賀県の東近江市立能登川コミュニティセンターで開催され、約150名の女性委員、事務局職員が参加いたしました。研修会の内容といたしましては、「どうなる日本の食料・農業？私たちは、今何を知り、何をすべきか」と題して、東

	京大学大学院特任教授の 鈴木 宣弘さんの講演がありました。鈴木氏は数々のテレビ番組にもご出演されており、今、日本が直面する食料問題・農業問題について、たいへんわかりやすく説明いただきました。 講演会終了後は、１０数名ごとのグループに分かれ、日本の農業が抱える諸問題（高齢化・後継者不足・遊休農地対策・頻発する異常気象）に伴う農業構造の転換について、本年４月に制定された「食料・農業・農村基本計画」が「こうすれば１０年後にはある程度の計画は実現する。」「こうしなければ１０年後には計画は実現しない」といったテーマによりグループ討議が行われました。後継者の育成や新規就農者の参入、スマート農業の導入など、参加された委員からたいへん活発に意見交換がなされ、日本の農業問題の将来について学ぶ良い機会となったところです。 テーマから少し離れますが、参加者の方から、保育園で絵本を使い、農業の事を伝える活動をされているというお話をいただいたところです。 以上、簡単でございますが、報告に代えさせていただきたいと思います。
会長	これにつきまして、何かご意見がありましたら、ご発言いただきたいと思います。 （意見なし）
会長	よろしいですか。それでは、意見も無いようですので、また後ほど何かございましたら事務局までお問い合わせいただきたいと思います。それでは以上で、報告事項第４の案件を終りたいと思います。
会長	次に、議事日程第３。報告第２５号「田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
事務局	３ページをご覧ください。報告第２５号。田畑転換等 農地の形状変更届出書の受理について。田畑転換等 農地の形状変更届出書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程 第２条第１項第３号の規定に基づき、これを受理したので、同条第２項の規定に基づき報告します。令和７年１２月１０日。高島市農業委員会会長。 番号１。土地の表示、地番：３０６４番。地目、田。面積：２，３２２平方メートル。目的、田に盛土をして、コーヒー豆栽培用ハウスとして利用。申請位置図等は、議事案件資料集１ページ・２ページをご参照ください。田畑転換等 農地の形状変更届出とは、田を畑や樹園地として利用する

会長	など、耕作を目的に、農地を耕土や良質土等により盛土して形状変更を行う前にする届け出です。本件は、盛土を行い、コーヒー豆栽培用ハウスとして利用することを目的として、田畑転換の形状変更届出が提出されたものです。「高島市 田畑転換等 農地の形状変更に関する指導要綱」により、届出書を審査したところ、計画の趣旨は妥当であり、その他、届出に係る必要書類もそろっていることから、「高島市 農業委員会 会長専決規程」第2条第1項第3号の規定により異議ないものとし、令和7年11月10日に形状変更に同意しましたので、ご報告いたします。以上でございます。 はい。説明が終わりました。それでは本件について、何かご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。それではご意見も無いようでございますので、以上で「報告第25号」の案件を終わらせていただきます。 次に、議事日程第4。報告第26号「電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う土地利用協議について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	4ページをお開きください。報告第26号。電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う土地利用協議について。電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う土地利用協議書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程、第2条第1項第4号の規定に基づき、これに同意したので、同条第2項の規定に基づき報告します。令和7年12月10日。高島市農業委員会会長。 番号1。土地の表示、地番698番2、外5筆。地目：田、畑。合計面積、2,441平方メートルのうち665.51平方メートル。設置協議位置図等は、報告・議事案件資料集3ページから5ページをご参照ください。電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う土地利用協議については、農地法施行規則第53条第1項第12号の規定により、特例として農地法の許可を不要とする案件であります。今回、同協議書が提出され、審査したところ、特に支障ないと判断されることから、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第4号の規定により令和7年11月10日に同意いたしましたので、ご報告いたします。 以上でございます。

会長	はい。説明が終わりました。それでは本件について、何かご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。それではご意見も無いようでございますので、以上で「報告第26号」の案件を終わらせていただきます。 次に、議事日程第5。報告第27号。「農地の転用事実に関する照会について。を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	5ページをお開きください。報告第27号。「農地の転用事実に関する照会について」登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づき、これに回答したので、同条2項の規定に基づき報告します。令和7年12月10日。高島市農業委員会会長。 番号1。土地の表示 地番765番。地目、田。面積1,529平方メートル。現況、非農地。番号2。地番2562番。地目、田。面積405平方メートル。現況、非農地。番号3。地番2246番2。地目、田。面積19平方メートル。現況、非農地。計3件、1,953平方メートル。 本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号1から番号3について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。なお、法務局から照会があれば、14日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。 以上でございます。
会長	はい。説明が終わりました。それでは、本件について、何かご意見やご質問がありましたら、ご発言いただきたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	それでは、ご意見ないようでございますので、以上で報告第27号の案件を終ります。 次に、議事日程第6報告第28号農地法第3条の規定による許可につい

事務局	てを議題とします。事務局から説明をお願いします。 6 ページをお開きください。報告第 28 号、農地法第 3 条の規定による許可について。民事執行法に基づく農地の競売について、「農地買受適格証明書」を交付した願出人より、農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、これを許可したので報告します。令和 7 年 12 月 10 日。高島市農業委員会会長。7 ページをご覧ください。1、所有権の移転 番号 1。土地の表示、地番 3368 番。地目、田。面積 3032 平方メートル。参考資料の資料 1 をご覧ください。今回の案件につきましては、2、「手続きの基本的な流れ」の①「入札期間が、総会開催日以後とされている場合」に該当します。それでは、ご説明させていただきます。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 5 ページから 7 ページをご参照ください。 本案件は、令和 7 年 11 月総会にて承認いただきました農地の公売に係る「農地買受適格証明書」を交付した願出人のうち、先の公売により最高価申込者となった譲受人から、農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出がありました。「農地買受適格証明書」を交付した時と申請内容に変わりがなかったため、会長専決規定により、許可しましたので報告いたします。 以上でございます。
会長	はい。説明が終わりました。それでは、本件について、何かご意見やご質問がありましたら、ご発言いただきたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	それでは、ご意見ないようでございますので、以上で報告第 28 号の案件を終わります。 次に、議事日程第 7。議案第 49 号。「農地法第 3 条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	8 ページをお開きください。高島市農委議案第 49 号。農地法 第 3 条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和 7 年 12 月 10 日。高島市農業委員会会長。農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。9 ページをご覧ください。1. 所有権の移転。 番号 1。土地の表示、地番 551 番。地目、畑。面積 9422 平方メー

	トル。地番１３５４番。地目、田。面積１９７６平方メートル。地番１１２４番。地目、田。面積２８９０平方メートル。地番１１３７番。地目、田。面積４８５平方メートル。地番１３９３番。地目、田。面積２０２３平方メートル。地番１４０６番。地目、田。面積２３４８平方メートル。地番１４１３番。地目、田。面積２０４７平方メートル。地番１５３５番。地目、田。面積３１２９平方メートル。地番１５４７番１。地目、田。面積２２０９平方メートル。地番１５５９番１。地目、田。面積１６４８平方メートル。地番２１５番１。地目、畑。面積１１７０平方メートル。地番２１５番２。地目、畑。面積２６６７平方メートル。地番２１５番３。地目、畑。面積１２９平方メートル。地番２１８番１。地目、畑。面積９６５平方メートル。地番２１８番２。地目、畑。面積１２１７平方メートル。地番２８９番１。地目、畑。面積１７６平方メートル。地番２８９番２。地目、畑。面積６．６１平方メートル。地番３５８番３。地目、畑。面積３０５平方メートル。地番１４７１番２。地目、畑。面積７５２平方メートル。地番９７番１。地目、畑。面積１２９６平方メートル。計２０筆。面積３６８６０．６１平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 ７ページから２７ページをご参照ください。申請地は、被相続人の遺言執行者から、マキノ在住の譲受人である相続人に向け遺贈により所有権を移転するものです。譲受人にあっては、農作業経験もあり大型の農機具も所有しており、申請地において水稻と野菜（芋）の栽培を行う新規営農計画書が提出されています。また、相続した農地のうち一部は、これまでどおり樹園地として貸し出す計画で、耕作放棄地となっている農地５筆については、令和８年７月までに除草、整地を行い農地に復元する農地復元計画書が提出され、復元地において野菜（芋）の栽培を予定されております。相続した農地のうち６筆については、土地改良区の受益地であることから、土地改良区の同意が得られている状況です。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
青谷委員	２番青谷です。只今の説明にあった内容のとおりです。特に問題はないと判断します。慎重な審議をよろしくお願いします。
橋本委員	３番橋本です。事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。慎重な審議をよろしくお願いします。

事務局	次に参ります。番号２。土地の表示、地番２１８３番１。地目、田。面積１４８１平方メートル。地番２１８３番２。地目、田。面積１４８２平方メートル。計２筆。面積 ２９６３平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 ２７ページから２９ページをご参照ください。申請地は、約２０年前に双方で売買契約を締結され、既に譲受人に譲渡されていたもので、これまでから、マキノ在住の譲受人により管理されていたものです。今回、改めて正式に登記を行い、所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴は長く、トラクターなどの大型機械はリース方式で確保しており、これまでどおり水稻の栽培を行う計画をされています。水稻、茶、果樹の栽培を計画しており、土地改良区から同意が得られている状態です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
橋本委員	３番橋本です。事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。慎重な審議をよろしくお願いします。
事務局	はい。次に参ります。番号３。土地の表示、地番３１０番１。地目、田。面積 ９３３平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 ２９ページから３１ページをご参照ください。申請地は、湿田のため、水稻が栽培しにくく、農地を手放したい譲渡人と居住地に近く農業を始めるのに都合が良いマキノ在住の譲受人へ売買により、所有権を移転するものです。譲受人は、農作業歴は無く、耕運機をリース方式で導入する予定であり、夫婦で自家消費用として玉ねぎやネギ、芋などの野菜を栽培する新規営農計画書および現在耕作されていない状況から、令和７年度末を目途に農地復元計画書が提出されています。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
橋本委員	３番橋本です。事務局の説明のとおりです。申請地は自宅の隣にあり、適正な管理ができると判断しました。特に問題ないと思います。慎重な審議をよろしくお願いします。
事務局	はい。次に参ります。番号４。土地の表示、地番４８７番。地目、田。面積１９００平方メートル。地番４８８番。地目、田。面積５３８平方メートル。計２筆。面積 ２４３８平方メートル。

	申請位置図等は、報告・議事案件資料集 31ページから33ページをご参照ください。申請地は、高齢のため耕作をすることが難しく、農地を手放したい譲渡人と10年以上申請地を管理していた、今津在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、これまでから農作業経験もあり、管理機を1台所有しており、申請地において果樹の栽培を計画しています。なお、申請地は、耕作放棄地であることから、令和8年10月までに、譲受人が草刈りを行い、整地後、果樹を植える農地復元計画書が提出されています。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
采野委員	5番。采野です。申請地の近くで耕作しており、何年も前から様子を見ていますが、年に1から2回しっかりと草刈りをされています。 今回の売買によって話が進むと思います。特に問題ないと思います。慎重な審議をお願いします。
事務局	はい。次に参ります。番号5。土地の表示、地番742番。地目、田。面積1714平方メートル。地番784番。地目、田。面積929平方メートル。地番870番。地目、田。面積905平方メートル。地番912番1。地目、田。面積693平方メートル。地番1506番。地目、田。面積1004平方メートル。計5筆。面積5245平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 33ページから40ページをご参照ください。申請地は、市外に転居したため、自分で管理することが難しく耕作する人を探していた譲渡人と譲渡人からの相談を受け、規模拡大を図りたい今津在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、これまでから農作業経験もあり、トラクターを所有しており、田植えや刈り取りなどは外部に委託して水稻を栽培するほか、自家用野菜を併せて栽培する計画で、土地改良区からも同意が得られている状況です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
采野委員	5番。采野です。譲渡人さんは、こちらに住んでおられない状況で、数件の耕作者さんが維持管理をされていたもので、今回、譲受人にまとめるということになりました。特に問題ないと思います。慎重な審議をよろしくをお願いします。

事務局	はい。次に参ります。番号６。土地の表示、地番１５３番１。地目、畑。面積９５平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 ４１ページ・４２ページをご参照ください。申請地は、自宅から離れているため、耕作しづらく農地を処分したい譲渡人と自宅から近く何かと農業をするうえで都合が良い今津在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、農作業歴は長く、トラクターなどの大型機械はリース方式により調達しており、申請地において、自家消費用の野菜を栽培する計画です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
采野委員	５番采野です。譲受人は申請地に近くに住んでいる場所です。適正な管理ができる状況です。何ら問題ないと判断します。慎重な審議をお願いします。
事務局	はい。次に参ります。番号７。土地の表示、地番１４７６番。地目、田。面積４２９平方メートル。地番１４７７番１。地目、田。面積３９２平方メートル。計２筆。 面積８２１平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 ４３ページ・４４ページをご参照ください。申請地は、新たに実施される安曇川地域の圃場整備区域内に位置しており、高齢のため耕作することが難しく、農地を売却したい譲渡人と、居住地に近く、農業の規模拡大を図りたい、安曇川町在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。 譲受人は、これまでから農作業経験もあり、トラクターなどの大型機械も保有しており申請地において水稻の栽培を計画しています。土地改良区からも同意が得られている状態です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
地村委員	１０番地村です。ただいまの事務局の内容のとおりです。譲受人は大規模に農業経営をされています。特に問題ないと思います。慎重な審議をお願いします。
事務局	はい。次に参ります。番号８。土地の表示、地番２番２。地目、田。面

	積 8 6 3 平方メートル。 地番 2 番 7。地目、田。面積 1 7 0 平方メートル。計 2 筆。面積 1 0 3 3 平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 4 5 ページ・4 6 ページをご参照ください。申請地は、高齢および遠隔地に居住しているため、管理することが難しく農地を手放したい譲渡人と新たに高島市に拠点となる住居を購入する京都市在住の譲受人との間で売買により所有権を移転するものです。譲受人は、農作業歴もあり、管理機を 1 台所有しており、現在申請地の隣接地において花を生産しており、今般申請地において、出荷用の花をビニールハウスにて栽培することにより、規模拡大を行う営農計画書が提出されています。なお、譲受人は市外に居住していますが、安曇川に拠点を購入したため、ひと月の半分程度を、こちらで住込み、京都市との 2 拠点生活を行う予定で、既に土地改良区からは同意が得られている状況です。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
中川委員	1 1 番中川です。ただいまの説明のとおりです。譲受人は現在京都に住んでいますが、今後転居予定ですので、特に問題ないと判断しました。慎重な審議をお願いします。
事務局	はい。次に参ります。番号 9。土地の表示、地番 8 5 6 番。地目、畑。面積 2 0 8 平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 4 7 ページ・4 8 ページをご参照ください。申請地は、遠隔地に居住しており、耕作することが難しく農地を手放したい譲渡人と居住地に近く農業を始めるうえで都合が良い高島在住の譲受人へ贈与により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴は過去に 1 0 年程の経験があり、申請地は、居住地から車で 1 0 分程度の距離に位置しており、自家消費用の野菜（いちごやさつまいも）を栽培する新規営農計画書が提出されています。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
中江委員	1 2 番中江です。譲受人は早くから畑として利用していました。譲渡人のご家族が亡くなったことで、今回の申請に至っています。特に問題ないと思います。慎重な審議をお願いします。

事務局	はい。次にまいります。番号１０および番号１１については、譲受人が同一であるため、一括して説明します。番号１０。土地の表示、地番２９０３番。地目、田。面積４２５平方メートル。地番２９０４番。地目、田。面積７５９平方メートル。計２筆。面積１１８４平方メートル。番号１１。土地の表示、地番２８００番。地目、田。面積３０２９平方メートル。地番２９０５番。地目、田。面積１０９５平方メートル。計２筆。面積４１２４平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 ４９ページから５３ページをご参照ください。申請地は、番号１０、番号１１ともに高齢のため、農地を管理することが難しく、手放したい譲渡人と、これまでから高島市で農業をおこない、規模拡大を図りたい京都市在住の譲受人との間で売買により所有権を移転するものです。譲受人は、農作業歴も長く、安曇川の実家に拠点を設け、農業を継続しており、大型農機具も所有し、申請地において水稻の栽培を予定しています。土地改良区からも同意が得られているおり、申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
中江委員	１２番中江です。譲渡人と譲受人はご兄弟で、事務局の内容のとおりです。特に問題ないと思います。慎重な審議をお願いします。
事務局	はい。次に参ります。番号１２。土地の表示、地番２２３９番１。地目、畑。面積９５平方メートル。地番２９４２番。地目、田。面積２９３９平方メートル。地番４２０３番。地目、田。面積２６９６平方メートル。計３筆。面積５７３０平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 ５４ページから５６ページをご参照ください。申請地は、高齢のため、耕作することが難しく農地を手放したい譲渡人と、居住地に近く農業の規模拡大を図りたい安曇川在住の譲受人との間で売買により所有権を移転するものです。 譲受人は、農作業歴も長く、大型農機具の保有しており、申請地において水稻と自家消費用の野菜を栽培する計画で、既に土地改良区からも同意が得られている状況です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。

中江委員	１２番中江です。譲受人は認定農家です。特に問題ないと思います。慎重な審議をお願いします。
浅井委員	１５番浅井です。事務局の説明のとおりです。問題ないと判断しました。慎重な審議をよろしくお願いします。
事務局	はい。次に参ります。番号１３。土地の表示、地番２９９番。地目、畑。面積１７１平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 ５７ページ・５８ページをご参照ください。申請地は、これまで畑として利用されており、日ごろの管理が行き届かないため、誰か耕作される方を探していた譲渡人と、自宅周辺で、家庭菜園用の畑を探していた安曇川在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴はありませんが、耕運機を所有しており、申請地において自家消費用としてさつまいもやじゃがいもの野菜を栽培する新規営農計画書が提出されています。 申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
中江委員	１２番中江です。事務局の説明のとおりです。特に問題ないと思います。慎重な審議をよろしくお願いいたします。
事務局	はい。次に参ります。番号１４。土地の表示、地番２１３０番。地目、田。面積９０４平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 ５７ページ・５９ページをご参照ください。申請地は他集落にあり、耕作を依頼していたことから、依頼先に譲渡を希望した譲渡人と、これまで、作業を受託していた譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。 譲受人は農地所有適格法人で、大型機械も多数保有しており、申請地においてこれまで同様に水稻の栽培を計画されており、既に土地改良区からも同意が得られている状況です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
中江委員	１２番中江です。譲渡人と譲受人は同じ集落です。内容は事務局からの説明の通りです。慎重な審議をよろしくお願いします。

事務局	はい。次に参ります。番号１５。土地の表示、地番９３１番１。地目、田。面積６３平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集　５９ページから６１ページをご参照ください。申請地は、高齢で耕作することが難しく農地を処分したい譲渡人と居住地に近く、農業の規模拡大を行ううえで便利が良い譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、高島在住で農作業歴は７年、トラクターなどの大型機械は所有しており、また農地所有適格法人の構成員であり、申請地において、水稻を栽培する計画です。 申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
山田委員	１４番。山田です。只今の事務局の説明のとおりです。現地確認してまいりました。特に問題ないと思います。慎重な審議をお願いします。
事務局	はい。次に参ります。番号１６。土地の表示、地番１２１２番２。地目、畑。面積２４３平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集　６１ページから６３ページをご参照ください。申請地は、マキノに転居したため耕作や管理をすることが難しく農地を手放したい譲渡人と居住地に近く何かと管理上便利が良く規模拡大を図りたい新旭在住の譲受人へ贈与により所有権を移転するものです。 譲受人の農作業歴は５年と短いですが、管理機を所有する予定であり、申請地において野菜と果樹の栽培を行う計画です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
古田委員	１６番古田です。１０月２５日に現地確認してまいりました。内容は説明のとおりです。特に問題ないと思います。慎重な審議をお願いします。
事務局	はい。次に参ります。番号１７。土地の表示、地番　５１０番２。地目、田。面積９６３平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集　６３ページから６５ページをご参照ください。申請地は、相続したものの、遠隔地に居住しているため、

	農地の管理ができず売却したい譲渡人と居住地の近くで耕作放棄地となっていることが景観上、看過できず、所有者が売却を希望されていたことから話がまとまり、新旭在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人はこれまでから農作業経験もあり、トラクターなどの大型機械も保有しており申請地において、水稻の栽培を計画しており、土地改良区からも同意が得られている状態です。 申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
古田委員	16番古田です。11月8日に現地確認してまいりました。内容は説明のとおりです。特に問題ないと思います。慎重な審議をお願いします。
事務局	番号18および番号19は譲受人が同一であるため、一括して説明します。番号18。土地の表示、地番531番1。地目、田。面積39平方メートル。地番531番3。地目、田。面積100平方メートル。地番532番2。地目、田。面積136平方メートル。地番533番5。地目、田。面積117平方メートル。地番534番1。地目、田。面積1106平方メートル。地番1049番。地目、田。面積2349平方メートル。計6筆。面積3847平方メートル。 番号19。土地の表示 地番535番1。地目、田。面積145平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 63ページから67ページをご参照ください。申請地は、番号18 遠隔地に居住し耕作することが難しく農地を手放したい譲渡人、番号19 高齢のため耕作することが難しく、農地を売却したい譲渡人と居住地に近く農業の規模拡大を行ううえで都合が良い、安曇川在住の譲受人へ売買により所有権を移転するものです。 譲受人の農作業歴は長く、トラクターなどの大型機械も保有しており、申請者夫婦と父親の3人で水稻の栽培を計画しており、申請地は現在、耕作がされておりませんが、年内をめどに農地へ復元する農地復元計画書が提出されており、土地改良区からも同意が得られている状態です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
古田委員	16番古田です。11月4日に現地確認してまいりました。内容は説明

事務局	のとおりです。特に問題ないと思います。慎重な審議をお願いします。 はい。次に参ります。番号２０。土地の表示、地番３４４９番。地目、田。面積１５９３平方メートル。地番３４５０番。地目、田。面積７１３平方メートル。合計２筆。面積 ２３０６平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 ６７ページから６９ページをご参照ください。申請地は、高齢となり、今後の農業経営を引き継ぐ予定がないことから、農地を処分したい譲渡人と申請地を所有者より借り受け２０年耕作しており、今後も耕作を継続したい新旭在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。なお、申請地には、抵当権が設定されていますが、譲渡人において抹消する予定です。譲受人は、新旭町在住で農作業歴は長く、トラクターなどの大型機械も所有しており、申請地において、これまでどおり水稻の栽培を行う計画をされています。申請者と母親の２人で水稻の栽培を計画しており、土地改良区からも同意が得られている状態です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
清水委員	１７番清水です。内容は説明のとおりです。特に問題ないと思います。慎重な審議をお願いします。
事務局	はい。次にまいります。番号２１。土地の表示、地番５１８番１。地目、田。面積１６４９平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 ６９ページから７１ページをご参照ください。申請地は、高齢のため耕作することが難しく農地を手放したい譲渡人と居住地に近く農業を始めるのに都合が良い新旭在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。 譲受人の農作業歴はありませんが、トラクターを借入れ、申請地においてトマトやいちじくなどの野菜や果樹の栽培を始める新規営農計画書が提出されており、既に土地改良区からも同意が得られている状況です。 申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
足立委員	１８番足立です。本日石津委員が欠席されておりますので私から報告させていただきます。

会長	内容は、事務局の説明のとおりです。特に問題ないと判断しています。慎重な審議をお願いします。 はい、ありがとうございました。以上で説明は終わりました。これより「農地法第3条の規定による許可申請について」を審議します。本件につきましてご意見ご質問ございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。はい。それではご意見もないようですので、これより農地法第3条の規定による許可申請について採決します。所有権の移転、番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に番号3の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に、番号4の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に、番号5の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手

会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。に、番号 6 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に、番号 7 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に、番号 8 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に、番号 9 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に、番号 9 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に、番号 10 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に、番号 11 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手

会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に番号１２の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に、番号１３の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に、番号１４の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。に、番号１５の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に、番号１６の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に、番号１７の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に、番号１８の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手多数
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に、番号１９の案件に

	ついて、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手多数
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に、番号２０の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。次に、番号２１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。よって、「所有権の移転」番号１から番号２１の案件については、申請のとおり許可することに決定しました。 それでは、長時間となりましたので、ここで、暫時休憩とします。再開は午後３時０５分とします。 (農業政策課職員：入室)
会長	それでは再開します。次に、議事日程第８議案第５０号。「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。これより事務局と農業政策課より説明をさせていただきます。
事務局	はい。説明させていただきます。１５ページをお開きください。高島市農委議案第５０号。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和７年１２月１０日。高島市農業委員会会長。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。農業経営基盤強化促進法第１２条第１項の規定に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見を求める。農業経営改善計画の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課 上原と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。 今回申請がありましたのは、安曇川地域で継続案件が１件、マキノ地域

	で新規案件が１件の計２件です。 それでは、申請内容につきまして説明させていただきます。 １６ページをご覧ください。【番号１】の農業経営改善計画の概要でございます。５年前の経営面積は７０４アールであり、これを９４４アールまで拡大する計画を立てられていました。現状は６０８．２アールとなり減少しましたが、今後は、８９０アールまで拡大される計画を立てられています。販売先や経費の見直しを進め、所得の向上、また、さらなる管理の徹底を行い、収量向上を図っていかれます。今後は、後継者へのスムーズな継承ができるようにされます。 １７ページをご覧ください。【番号２】の農業経営改善計画の概要でございます。当法人は、昭和５１年２月２日に設立され、現在は、栗、ブドウ、さくらんぼ、ブルーベリー、さつまいもの栽培と販売やくだもの狩り、加工品の販売を行っておられます。現在の経営面積は４，８７６アールで、５年後には４，８８９アールまで拡大される計画を立てられています。今後は、面積拡大による収量向上や新品種の栽培、新たな技術の導入による、販売単価の向上による所得の確保を行われます。また、SNS の活用することにより、集客の増加を図り、経営を行われます。 以上の２件につきましては、農業政策課において聞き取りをして内容を審査しておりますこと、各関係機関からは、すでに同意いただいていることを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	はい。ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これより、議案第５０号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の審議を行います。それでは本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の採決を行います。
会長	番号１の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。

事務局	全員挙手 はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号２の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。
会長	全員挙手 はい。ありがとうございます。全員挙手です。 よって、議案第５０号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の案件は、原案のとおり同意することに決定しました。 それでは以上をもちまして本日予定しておりました議事日程については全て終了とさせていただきます。 長時間にわたりまして、ご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、議事を終了します。 （午後３時１０分 議事終了）

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 8 番 _____

議事録署名委員 9 番 _____